

第 7 号議案

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名称及び数量 | エコトピア亀岡 バケットコンパクト 購入
1 台 |
| 2 | 購 入 金 額 | 金 28,875,000 円 |
| 3 | 購 入 先 | 京都市伏見区横大路西海道 9-3
キャタピラーウエストジャパン株式会社
近畿支社 京都支店長 小 森 稔 二 |
| 4 | 購 入 方 法 | 指名競争入札 |

財産の取得について

- 1 名称及び数量 エコトピア亀岡 バケットコンパクト 購入
1台
- 2 購入金額 金28,875,000円
- 3 購入先 京都市伏見区横大路西海道9-3
キャタピラーウエストジャパン株式会社
近畿支社 京都支店長 小 森 稔 二
- 4 購入方法 指名競争入札
- 5 契約概要 エコトピア亀岡において使用するバケットコンパクトを1台購入する。